

吉野川市公告第13号

第10期吉野川市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定支援業務委託に係る公募型プロポーザルを実施するので、次のとおり公告する。

令和7年8月8日

吉野川市長 原井 敬

1 業務の概要

(1) 業務の名称

第10期吉野川市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定支援業務

(2) 業務内容

「第10期吉野川市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定支援業務委託仕様書」 のとおり

(3) 委託期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

※本業務は、2カ年の債務負担事業とする。

(4) 業務委託料の上限額

6,380,000円(消費税及び地方消費税相当額を含む。)

[令和7年度:3,080,000円 令和8年度:3,300,000円]

本金額は、プロポーザルのために設定した上限額で、契約金額ではない。

提案にあたっては、委託料の上限額を超えないものとし、超える場合は失格とする。

2 参加資格

参加する者の資格は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項及び第2項各号に規定する者に該当しないこと。

(2) 会社法(平成17年法律第86号)第475条もしくは第644条の規定に基づく精算の開始又は破産法(平成16年法律第75号)第18条第1項もしくは第19条の規定に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

(3) 吉野川市暴力団排除条例(令和元年吉野川市条例第44号)第6条の規定に基づき、暴力団又は暴力団員もしくは暴力団と密接な関係を有する者を役員、代理人、使用人又は入札代理人として使用している者でないこと。

(4) 本市の入札参加資格を有しており、本プロポーザル実施の公告の日から契約締結日までの間、本市から指名停止の措置を受けていない者であること。

(5) 受託前後を問わず、本市との連絡調整が緊密にできると及び委託業務を的確に遂行できる能力を有する者。

(6) 総合計画、総合戦略、介護保険事業計画、地域福祉計画、障害者計画等の行政計画策定支援の実績を有する者。

3 担当課

〒776-8611 徳島県吉野川市鴨島町鴨島115番地1

吉野川市健康福祉部長寿いきがい課高齢福祉係

電話番号：0883-22-2264 FAX：0883-22-2260

Eメール：kaigo@yoshinogawa.i-tokushima.jp

4 その他

詳細は、「第10期吉野川市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定支援業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領」及び「第10期吉野川市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定支援業務委託仕様書」に定めるところによる。